

2023年11月6日

協力会社の皆様へ

広電建設株式会社  
総務部

## インボイス制度下での振込手数料の取り扱いについて

拝啓 貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

インボイス制度下での振込手数料等について、下記の通りと致します。

売手が負担する振込手数料相当額について、経理処理を支払手数料としつつ、消費税法上は売上に係る対価の返還等とすることが認められています。

参照：国税庁 HP「少額な返還インボイスの交付義務免除の概要」

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shohi/kaisei/202304/03.htm>

：財務省「インボイスの負担軽減措置のよくある質問とその回答 問18」

[https://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/consumption/qa\\_futankeigen.pdf](https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/qa_futankeigen.pdf)

また、国税庁の規定「少額な返還インボイスの交付義務免除」に基づき、売手が負担する振込手数料相当額が1万円未満である場合には、当該売上値引きに係る返還インボイスの交付義務が免除されます。（新消法57の4③、新消令70の9③二）

上記により、弊社および貴社にて確認済みである「請求額1万円以上における振込手数料の売手負担」（請求書 Excel ファイルの基本事項シート記載事項）をインボイス制度開始後の2023年10月以降も変更なく継続をお願い申し上げます。

敬具

<本件に関するお問い合わせ>

広電建設株式会社 総務部 出金担当

電話：082-243-7110